

令和 7 年度（10 月改定）

農作業労務標準賃金について

区 分	種 別	単 位	単価(円)	備 考
耕 起	トラクター	10 a 当たり	6,000	
代 か き	トラクター	10 a 当たり	7,500	荒代から植代までの作業
畔 塗 り	機 械	1 m 当たり	40	
溝 切 り	動 力	1 m 当たり	10	
田 植	機 械 植	10 a 当たり	6,500	施肥田植機使用の場合 500 円増（肥料代は別）
	稚 苗	1 箱	750	
稲 刈	コンバイン	10 a 当たり	18,500	
	乾 燥 調 製	1 俵 60 kg	1,800	
	精 米	1 俵 60 kg	600	
そ の 他 作 業	田 作 業	1 人 1 日 当たり	8,400	
	畑 作 業	1 人 1 日 当たり	8,400	
花 卉 球 根 作 業	※新潟県の最低賃金を下回らない額 時間額 1,050 円（令和 7 年 10 月 2 日から適用）			

◎令和 7 年度の農作業労務標準賃金を定めましたので、参考としてご使用ください。

◎本表はあくまでも標準額です。10 a 未満の未整備地、不整形地、倒伏田では 1 割程度の割増、大型圃場では 1 割程度の割引減額などその他のことについては、**当事者間の協議で決定してください。**

なお、上記の金額には消費税は含まれておりません。

令和 7 年 10 月

五泉市農業委員会



農地の貸し借りや売買等の相談は農業委員・推進委員へ